

水産流通適正化法第 13 条に基づく適法漁獲等証明書の交付等に関する取扱要領
 (令和 4 年 10 月 28 日付け 4 水漁第 922 号水産庁長官通知) の一部改正新旧対照表

(二重下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>2. 適法漁獲等証明書の交付申請手続き</p> <p>(1) 外国に特定第一種水産動植物等を輸出しようとする特定第一種水産動植物等取扱事業者による法第 13 条第 2 項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、省令第 35 条第 1 項に掲げる事項について記載する別紙 2の様式の適法漁獲等証明書交付申請書に必要な事項の記入を行い、(2) の各号に掲げる書類を添付した上で、<u>農林水産大臣又は法第 14 条第 1 項に基づき指定を受けた者（以下「指定交付機関」という。）</u>（以下「<u>証明書交付機関</u>」という。）<u>に対して行うものとする。</u></p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 適法漁獲等証明書の交付申請に必要な添付書類は、次のものとする。 ①～③ (略) ④ その他<u>証明書交付機関の担当者</u>が提出された適法漁獲等証明書交付申請書及び添付書類に記載された内容について法第 2 条第 6 項各号のいずれかの該当性を確認するため追加の書類を必要とする場合にあっては、当該書類（交付申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）</p> <p>(3) (2) にかかわらず、同①、②に掲げる書類の一部を添付することができないことにつき省令第 35 条第 3 項の「農林</p>	<p>2. 適法漁獲等証明書の交付申請手続き</p> <p>(1) 外国に特定第一種水産動植物等を輸出しようとする特定第一種水産動植物等取扱事業者による法第 13 条第 2 項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、省令第 35 条第 1 項に掲げる事項について記載する別紙 2の様式の適法漁獲等証明書交付申請書に必要な事項の記入を行い、(2) の各号に掲げる書類を添付した上で、<u>4 の交付申請方法に従って適法漁獲等証明書の交付申請を行うものとする。</u></p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 適法漁獲等証明書の交付申請に必要な添付書類は、次のものとする。 ①～③ (略) ④ その他<u>水産庁の担当官</u>が提出された適法漁獲等証明書交付申請書及び添付書類に記載された内容について法第 2 条第 6 項各号のいずれかの該当性を確認するため追加の書類を必要とする場合にあっては、当該書類（交付申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）</p> <p>(3) (2) にかかわらず、同①、②に掲げる書類の一部を添付することができないことにつき省令第 35 条第 3 項の「農林</p>

水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるとき」とは次に掲げる場合とし、当該場合ごとに、当該書類に代えてそれぞれ次に定める書類を添付するものとする。

なお、別紙3を添付した申請者は、証明書交付機関の担当者が必要と認めた場合、当該申請に係る特定第一種水産動植物等の漁獲番号又は荷口番号が確認できる書類を、当該担当者が指示する期限までに提出するものとする。また、別紙4を添付した申請者は、当該申請に係る船荷証券又は航空運送状の写しを、貨物通関後2週間以内に提出するものとする。

①・②（略）

(4) （略）

3. 適法漁獲等証明書の再交付申請手続き

適法漁獲等証明書の交付を受けた者（以下「証明書受領者」という。）は、適法漁獲等証明書を亡失し、又は滅失したときは、法第13条第4項の規定に基づき、省令第35条第5項に掲げる事項について記載する別紙5の適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）様式に必要事項の記入を行い、証明書交付機関に対して適法漁獲等証明書の再交付申請を行うものとする。

※ （略）

4. 適法漁獲等証明書の交付申請方法

農林水産大臣に対する適法漁獲等証明書の交付申請の方法については、以下のとおりとする。なお、指定交付機関に対する

水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるとき」とは次に掲げる場合とし、当該場合ごとに、当該書類に代えてそれぞれ次に定める書類を添付するものとする。

なお、別紙3を添付した申請者は、水産庁の担当官が必要と認めた場合、当該申請に係る特定第一種水産動植物等の漁獲番号又は荷口番号が確認できる書類を、当該担当官が指示する期限までに提出するものとする。また、別紙4を添付した申請者は、当該申請に係る船荷証券又は航空運送状の写しを、貨物通関後2週間以内に提出するものとする。

①・②（略）

(4) （略）

3. 適法漁獲等証明書の再交付申請手続き

適法漁獲等証明書の交付を受けた者（以下「証明書受領者」という。）は、適法漁獲等証明書を亡失し、又は滅失したときは、法第13条第4項の規定に基づき、省令第35条第5項に掲げる事項について記載する別紙5の適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）様式に必要事項の記入を行い、4の交付申請方法に従って適法漁獲等証明書の再交付申請を行うものとする。

※ （略）

4. 水産庁への適法漁獲等証明書の交付申請方法

適法漁獲等証明書の交付申請の方法については、当該指定交付機関のホームページにおいて掲載する方法によるものとする。

①～④ (略)

(別紙 2 : 適法漁獲等証明書交付申請書の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所

(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項に基づき、適法漁獲等証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)

(略)

(略)

(略)

(1) ～ (4) (略)

(別紙 2 : 適法漁獲等証明書交付申請書の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所

(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項に基づき、適法漁獲等証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)

(略)

(略)

(略)

申請者（担当者）の氏名 _____
連絡先（電話番号、E-mail アドレス） _____

（注）指定交付機関に提出する場合は、指定交付機関の名称及び
代表者氏名を宛先とすること。

（別紙 3：取引記録の写しに代わる書類の様式）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第
2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類につい
て

【取引記録の写しに代わる書類】

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関
する法律第 13 条第 2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係
る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法

申請者（担当者）の氏名 _____
連絡先（電話番号、E-mail アドレス） _____

（別紙 3：取引記録の写しに代わる書類の様式）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第
2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類につい
て

【取引記録の写しに代わる書類】

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関
する法律第 13 条第 2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係
る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法

律施行規則第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる書類の一部を添付できないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第 3 項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

(略)

年月日
(申請者へアワビ又はナマコを譲渡し又は引渡した特定第一種水産動植物等取扱事業者)

氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者又は責任者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(注) 指定交付機関に提出する場合は、指定交付機関の名称及び代表者氏名を宛先とすること。

(別紙 4 : 船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類について

【船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類】

律施行規則第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる書類の一部を添付できないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第 3 項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

(略)

年月日
(申請者へアワビ又はナマコを譲渡し又は引渡した特定第一種水産動植物等取扱事業者)

氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者又は責任者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(別紙 4 : 船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類について

【船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類】

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者の氏名 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第35条第2項第2号に掲げる【船荷証券/航空運送状】の写しを添付することができないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第3項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

なお、本交付申請に係る【船荷証券/航空運送状】の写しは、本貨物通関後2週間以内に農林水産省に提出します。

担当部署名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(通関業者連絡先)

事業者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(注) 指定交付機関に提出する場合は、指定交付機関の名称及び代表者氏名を宛先とすること。

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者の氏名 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第35条第2項第2号に掲げる【船荷証券/航空運送状】の写しを添付することができないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第3項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

なお、本交付申請に係る【船荷証券/航空運送状】の写しは、本貨物通関後2週間以内に農林水産省に提出します。

担当部署名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(通関業者連絡先)

事業者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(別紙 5 : 適法漁獲等証明書交付申請書 (再交付) の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書 (再交付)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条
第 4 項に基づき、以下の適法漁獲等証明書の再交付を受けたいの
で、次のとおり申請します。

(略)

(略)

(略)

(略)

申請者 (担当者) の氏名 _____
連絡先 (電話番号、E-mail アドレス) _____

(注) 指定交付機関に提出する場合は、指定交付機関の名称及び
代表者氏名を宛先とすること。

(別紙 5 : 適法漁獲等証明書交付申請書 (再交付) の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書 (再交付)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条
第 4 項に基づき、以下の適法漁獲等証明書の再交付を受けたいの
で、次のとおり申請します。

(略)

(略)

(略)

(略)

申請者 (担当者) の氏名 _____
連絡先 (電話番号、E-mail アドレス) _____